

2011年6月24日

東日本大震災関連の特別措置

2012年度入試 被災された受験生の皆さまの入学検定料を免除します

～授業料減免等は2012年度以降も継続します 原発避難区域も対象となります～

明治大学は、東日本大震災で被災された受験生の皆さまにつきまして、2012年度入試の入学検定料（受験料）を全額免除する事を決定しました。また、被災された在学生の皆さまを対象に今年度実施している授業料減免や修学助成金（年額72万円）等の特別措置については、2012年度以降も継続していく事を併せて決定しました。

これらの措置は、震災により実家の全壊等の被害を受けられた受験生・在学生の皆さまとともに、福島第一原子力発電所事故で避難区域に設定された地域ご出身の受験生・在学生の皆さまも対象となります。 <※詳細下記ご参照>

—東日本大震災関連の特別措置について—

1. 在學生への特別措置（※授業料の減免及び修学助成金の給付）

- ① 対象者…父母が居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、その家屋が全壊・流失・半壊・床上浸水し、かつ、経済的に著しく困難な状態が続いている在學生
- ② 授業料減免（※減免基準は下記表の通り）

罹災の程度	減免額
父母が居住する家屋が全壊・流失	授業料相当額
父母が居住する家屋が半壊・床上浸水	授業料2分の1相当額

- ③ 修学助成金…年額72万円（月額6万円×12カ月）
- ④ 支援期間…標準修業年限（※1年生であれば4年間）

2. 2012年度新入生への特別措置

- ① 入学検定料（受験料）の免除
 - （1）対象者…東日本大震災により、父母が死亡又は居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、かつ、全壊・流失もしくは半壊・一部損壊・一定期間居住不能な浸水の被害を受け、被害認定された2012年度入学志願者
 - （2）対象入学試験…全入学試験（一般入試、特別入試及び各大学院入試）
※編入学・学士入学及び再入学を含む
- ② 授業料の減免及び修学助成金の給付（※在學生と同様の措置とする）
 - （1）対象者…父母が居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、その家屋が全壊・流失・半壊・床上浸水し、かつ、経済的に著しく困難な状態が続いている2012年度新入生

3. 福島第一原子力発電所事故に伴い避難区域に設定された地域出身の、在学生及び2012年度新入生に対する特別措置

- ① 入学検定料の免除
 - (1) 対象者…次のいずれかに該当し、公共機関からその証明書が発行された2012年度入学志願者
 - ◎ 父母の家屋が福島県内にあり、かつ、警戒区域・緊急時避難準備区域・計画避難区域に指定された者
 - ◎ 父母が事業主であり、かつ、その事業に対し、作付けの禁止、家畜の殺処分等の指示が出た者
 - (2) 対象入学試験…全入学試験（一般入試、特別入試及び各大学院入試）
※編入学・学士入学及び再入学を含む
- ② 授業料相当額の給付
 - (1) 対象者…上記①－(1)の被害を受け、かつ、経済的に著しく困難な状態が続いている在学生及び2012年度新入生
 - (2) 支援額…授業料相当額
 - (3) 支援期間…当該年度4月1日現在、避難地域に設定されている限り、標準修業年限とする（※1年生であれば4年間）